様式１の３（安全保障輸出管理細則）

提出年月日： 平成 年 月 日

**事前確認シート（留学生受入）**

# 申請者

内線：　　　　　　　　　　　　内線線：撰:　　　　　　　千:千:

E-mail：

職位：

所属：

氏名：

1. 留学生の情報
	* 学部学生
	* 研究生
* 大学院学生(修士)
* 科目等履修生
* 大学院学生(博士)

□ その他：

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 出身国 |  |
| 受入先 | 1) 学科： |
| 2) 指導教員 氏名： |  | 所属： | 職位： |
| ※ 「1. 申請者」と同様の場合は記入不要です。 |
| 受入（予定） 期間 | 1) 入国予定日又は入国日： | 平成 | 年 月 | 日 |
| 2) 受入(予定)期間： 平成 | 年 | 月 日 ～ | 平成 年 月 日 |
| 教育・研究及び提供技術の概要 | 1) 教育・研究の概要： |
| 2) 提供する技術の有無： | □無  | □有 → 技術の概要を | 3) に記入してください。 |
| 3) 提供する技術の概要: |

1. 確認項目

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (1) | 留学生はホワイト国の出身ですか？ | □ は い→**(6)へ** | □ | いいえ |
| ※ ホワイト国とは、輸出管理を厳格に実施している以下の27ヶ国です。アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国 |
| (2) | 留学生は懸念国、国連武器禁輸国・地域の出身ですか？ | □ いいえ | □ | は い |
| ※ 懸念国とは、以下の3ヶ国です。イラン・イラク・北朝鮮※ 国連武器禁輸国・地域とは、以下の10ヶ国です。アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン |
| (3) | 留学生は外国ユーザーリスト掲載の機関・大学の出身者ですか？ | □ いいえ | □ | は い |
| ※ 外国ユーザーリストとは、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国企業・組織のリストです。大学や研究機関も含まれています。留学生が外国ユーザーリスト記載の企業等の出身者の場合、研究目的が外国ユーザーリストの懸念区分と一致しないことが明らかな場合、また、大量破壊兵器等の開発等と関係がないことが明らかな場合を除き、輸出許可申請が必要です。外国ユーザーリストは定期的に改正されます。最新の外国ユーザーリストは下記アドレスにてご確認ください。<http://www.fit.ac.jp/cro/anzenhosho.html> |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (4) | 留学生が以下のいずれかに該当する。 |  |
| ① 受入打診前に研究分野や内容を変更したり、頻繁に所属を変更する等、受入人物に不審な点がある。 | □ いいえ | □ | は | い |
| ② 受入人物が、将来本国に帰国後、軍事関連部門や軍需企業に就職することを知っている。 | □ いいえ | □ | は | い |
| 提供技術が、兵器等の開発に用いられる、又は用いられる疑いがある。又は、受入③ 人物が所属する（していた）機関が、兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが、得られた情報から明らかである。 | □ いいえ | □ | は | い |
| 入手した情報等によって、提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉④ 等の開発・製造・使用等に用いられる、又は用いられる疑いがあることを知っている。 | □ いいえ | □ | は | い |
| 受入人物が所属している（していた）機関が、外国の軍又は警察である。又は、⑤ これらの機関等により、化学物質・微生物・毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機の開発等、宇宙に関する研究が行われている、又は用いられる疑いがあることを入手した情報等によって知っている。 | □ いいえ | □ | は | い |
| (5) | 受入人物に提供する技術が、核兵器等の大量破壊兵器又は通常破壊兵器等の武器の開発に転用される懸念がある。 | □ いいえ | □ | は | い |
| ※ 受入人物の履歴・職務経歴・研究計画等から判断して、本学での研究内容が大量破壊兵器又は通常兵器等の武器の開発に転用される懸念がある場合は、受入れを検討する必要があります。 |
| (6) | 受入人物に提供する技術が下記のいずれかである。又は、日本に入国後6ヶ月を経過するまでの間に提供する技術が、下記のいずれかである。 |  |
| ①　公知の技術 (新聞、書籍、市販テキスト、学会誌、特許公開情報等により公開されている技術) | □ いいえ | □ | は | い |
| ②　基礎科学分野の研究活動において提供する技術 | □ いいえ | □ | は | い |
| ③ 学位論文として公開を目的とした技術 | □ いいえ | □ | は | い |

４．留意事項

1. 添付書類について

留学生が入国している場合はその証明書（在留カードの写し等）を添付してください。

1. 在籍中の管理について

留学生の居住性や客観（用途・需要者）要件に変化があった場合は、本様式を用いて変更箇所を届け出てください。なお、

その際には、根拠となる書類を添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 輸出管理最高責任者　 | 輸出管理 責任者 | 受　付 |
| 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 |

学務部確認

特記事項：

**上記3の(2)～(5)において1つでも「はい」がある場合：**

**学務部　→　総合研究機構へ照会**

**上記3の(2)～(5)の全部が「いいえ」の場合：**

**本様式を学務部にて保管**